

議案第 80 号

岩倉市災害派遣手当に関する条例の一部改正について

岩倉市災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市災害派遣手当に関する条例（昭和46年岩倉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条」を「第19条（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第38条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第4条の5の規定によりその例によることとされる場合を含む。））」に、「災害復旧」を「災害復旧、国民の保護のための措置の実施、特定新型インフルエンザ等対策の実施」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

別表中「別表」を「別表（第2条関係）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。